

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成23年11月

興部町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	3
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	4
第 4	農業経営基盤強化に関する事項	5
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	16
第 6	その他	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 興部町は、オホーツク管内の西北部、オホーツク海沿岸の中央に位置し、東は紋別市、西南は西興部村及び滝上町、西北は雄武町に隣接し東西34.2km、南北24.4kmで総面積は、362.45km²を有し、北見山地系山間部を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川と、その支流の流域に農用地が広がり海岸線に近づくにしたがってなだらかに起伏する段丘地となっている。地域の土地利用状況は全体の82%が森林・原野等で約18%が農用地である。

気象はオホーツク海流の影響を受けるため、年間を通じ概ね冷涼であり、冬季は北西風が強く海岸に流氷が接岸するなど厳しい自然条件の中にある。農地の土性は、帯状を呈した強い酸性の重粘土壌が広く分布していることから生産性が極めて低く、農業適地とは言い難い条件となっている。

2. 興部町の農業は、従来畑作経営であったが、低温・冷害の影響を受け、昭和30年代に寒冷地に強い作目である飼料作物へと転換し、酪農専業地域として本格的な発展をしてきたところである。しかし、近年の農業情勢は国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷、家畜排せつ物等の環境問題、労働力不足、担い手の高齢化、後継者不足等により農家戸数が年々減少するなど一層厳しい事態に直面しており、それに伴う農地の流動化が一層進む可能性が高まっている。また離農等による農家人口の減少は農村集落の崩壊をも招くことから、地域社会全体に多大な影響を与える問題となっている。

3. 興部町は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

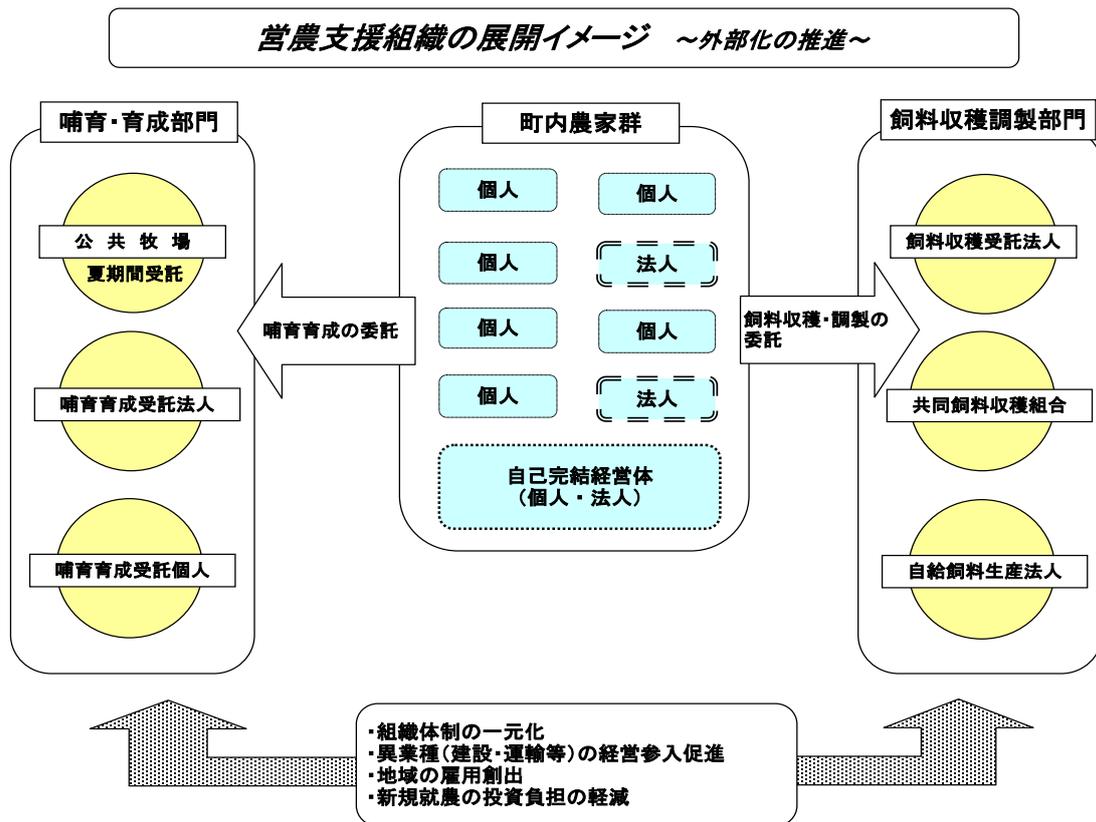
具体的な経営の指標は、興部町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 興部町は、将来の興部町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある興部町の農業者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する各種制度を活用し総合的に実施する。

まず、興部町は、この目標を達成するために農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で、地域における話し合いを基本として、適正な指導を行うための体制をより強化し、営農診断、営農改善方策の提示等を行い地域の農業者が主体性を持って自らの農業の将来方向について判断を行うことにより、農業者の経営改善計画書の自主的な作成や相互の連携が図れるよう支援する。

次に農業経営の改善に望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核として農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、草地改良等による高収益化を図り土地基盤整備の強化を推進していく。

営農支援組織（外部受託組織）は効率的な農業経営を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織への育成を推進し、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。



5. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、興部町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

興部町は、興部町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進等をし、積極的な地域農業への参加・強力を促進する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、興部町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

経営体		個別	個別	個別	法人	個別	個別	個別
営農類型		I 酪農専業	II 酪農専業	III 酪農専業	IV 酪農専業	I 肉専用繁殖専業	II 肉専用繁殖専業	III 肉用牛専業
		繋飼50頭 集約放牧	繋飼80頭 TMRセンター・コントラ	フリスト150頭 TMRセンター	フリスト500頭 コントラ・法人	肉専用種 繁殖40頭	肉専用種 繁殖100頭	乳用種 素牛1000頭
作付面積		70 ha	72 ha	148 ha	504 ha	30 ha	75 ha	16 ha
飼養頭数	経産牛	50 頭	80 頭	150 頭	500 頭	頭	頭	頭
	育成牛	26 頭	49 頭	75 頭	246 頭	頭	頭	頭
	肉用牛	頭	頭	頭	頭	84 頭	207 頭	516 頭
	計	76 頭	129 頭	225 頭	746 頭	84 頭	207 頭	516 頭
機械施設整備	トラクター	2 台	1 台	2 台	3 台	1 台	2 台	2 台
	トラック	1 台	台	1 台	2 台	1 台	1 台	1 台
	ブームスプレヤー	台	台	台	台	台	台	台
	プロードキャスト	1 台	台	台	台	1 台	1 台	台
	モアコン	1 台	台	台	台	1 台	1 台	台
	テッターレーキ	1 台	台	台	台	1 台	1 台	台
	ロールベラー	1 台	台	台	台	1 台	1 台	台
	ハーベスタ	台	台	台	台	台	台	台
	タイヤショベル	台	1 台	1 台	1 台	台	台	台
	マニユアスプレッタ	1 台	台	1 台	台	1 台	1 台	1 台
尿・スラリー散布機	1 台	台	台	台	台	台	台	
生産方式 施設整備	牛舎	1棟 430㎡	2棟 930㎡	1棟 1650㎡	1棟 4818㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡
	育成舎	1棟 194㎡	1棟 362㎡	1棟 556㎡	1棟 1830㎡	1棟 360㎡	1棟 900㎡	1棟 1330㎡
	繁殖牛舎(乾乳舎)	1棟 65㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	1棟 720㎡	1棟 1800㎡	棟 ㎡
	肥育牛舎	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡
	事務室	棟	棟	棟	1棟	棟	棟	棟
	堆肥舎	棟	1棟	棟	1棟	棟	棟	1棟
	スラリータンク	㎡	㎡	1275㎡	5160㎡	㎡	㎡	㎡
	バルククーラ	3000ℓ 1台	6000ℓ 1台	8000ℓ 1台	8000ℓ 2台	ℓ 台	ℓ 台	ℓ 台
	機械庫	1棟 198㎡	1棟 198㎡	1棟 198㎡	1棟 792㎡	1棟 194㎡	1棟 194㎡	1棟 194㎡
	飼料庫	棟 ㎡	1棟 56㎡	棟 ㎡	1棟 350㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	3棟 570㎡
	バンカーサイロ	㎡ 基	㎡ 基	㎡ 基	1260㎡12基	㎡ 基	㎡ 基	㎡ 基
	給餌車	台	1 台	台	台	台	台	台
	自動給餌機一式	台	台	台	台	台	台	台
	TMRミキサー	㎡ 台	㎡ 台	10㎡ 1台	23㎡ 1台	㎡ 台	㎡ 台	㎡ 台
	バンクリナー	1 台	1 台	台	台	1 台	1 台	1 台
スキットローダ(除糞・敷料)	台	台	1 台	2 台	1 台	1 台	1 台	
搾乳室	㎡	㎡	230㎡	976㎡	㎡	㎡	㎡	
パイプラインmilker	5 ユニット	8 ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	
パーラーシステム	W	W	ヘルソボーン8W	ロータリ40p	W	W	W	
その他	経営形態	集約放牧	乳量集約型	乳量集約型	乳量集約型	一部放牧	舎飼	舎飼
	飼養方式	繋飼	繋飼	フリストール	フリストール	牛房群飼	牛房群飼	牛房群飼
	外部飼料	一部	○	○	○	○	○	○
	ふん尿 ほ育育成	○	○	○	○	○	○	○
管理運営の方法	収穫機械の共同利用	細断サイレージ・コントラ	TMRセンター	TMRセンター	コントラ	分	一部コントラ	コントラ
	給与方式	分離給与	TMR	TMR	TMR	分	分離給与	分離給与
農業従事者の態様等	家族経営協定の締結	○	○	○	○	○	○	○
	労働時間の軽減	○	○	○	○	○	○	○
	飼養衛生管理基準の遵守	○	○	○	○	○	○	○
	ヘルパー利用による休日確保	○	○	○	○	○	○	○
	主たる従事者	1人	2人	3人	3人	1人	2人	2人
	補助従事者	2人	1人	1人	2人	1人	人	人
	常時雇用 臨時雇用	人 人	人 人	人 人	2人 人	人 人	1人 人	2人 人
目標所得	480万円	900万円	2,200万円	4,500万円	500万円	850万円	1,500万円	
目標所得率	20.0%	15.0%	18.0%	10.0%	35.0%	30.0%	10.0%	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

興部町においては、農業者の平均年齢は54歳、後継者のいる農家は39%で、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を、農地移動適正化あっせん事業や農地保有合理化事業等により、認定農業者等効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきており、23年3月末現在で、農用地面積の75.9%がこれら経営に利用集積されている。

今後10年間の見通しでは、高齢化や後継者不在により10戸の農家が離農し、350haの農地が供給されることが予想されることから、受け手の確保及び遊休化の防止が課題である。

興部町農業の持続的な発展を図っていくためには、認定農業者の育成・確保、法人化の推進、新規就農者の育成・確保等、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとするとともに、経営農地が分散している地域もあることから、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の面的集積の割合が高まるように努める。

※ 効率的かつ安定的な農業経営が本町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が本町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
95%	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業の促進を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、実質的な規模拡大や高齢化や後継者不在による労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などに対応するため、農作業受委託への取組を推進し、農作業効率を高め、一層のコスト低減を図ることを目的とした生産基盤の整備や農用地の集団化（交換分合事業等）等を推進する。

第4 農業経営基盤強化に関する事項

農業経営基盤強化促進事業に関する事項

興部町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、興部町農業の地域特性を十分踏まえて、次に上げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定

等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. 興部町長への確約書の提出や興部町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条権並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 興部町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 興部町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農地利利用集積計画の策定期間

- ① 興部町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農地利利用集積計画を定める。
- ② 興部町は、農地利利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農地利利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農地利利用集積計画は、現に定められている農地利利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 興部町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、興部町に農地利利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 興部町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利

利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 興部町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 興部町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 興部町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、興部町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 興部町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、興部町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）借賃及びその支払いの方法

(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める)
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

興部町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

興部町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を興部町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

興部町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定

めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

興部町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 興部町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 興部町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 興部町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を興部町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ 興部町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2. 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 興部町は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 興部町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 興部町は、興部町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の面的集積を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

- (2) 興部町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

興部町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ. 農作業の効率化に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは運用通知別記様式第6号の認定申請書を興部町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 興部町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 興部町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 興部町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、興部町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を興部町に届け出るものとする。

③ 興部町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体に

あつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 興部町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 興部町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人(北海道農業開発公社)等の指導、助言を求めてきたときは興部町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

興部町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあつせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあつせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあつせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあつせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

興部町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。また、興部町農業担い手育成センターを中心に意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、人材の育成を積極的に推進する。また、酪農ヘルパーの利用と家族経営協定の締結の促進を図り、休日の増加、労働・環境の整備を進め、人材の育成・確保を推進し充実した農業経営が行えるように努める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

興部町は、1～6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア. 道営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）「単独営農用水」（平成18年度～平成22年度）、畜産担い手育成総合整備事業（平成18年度～平成22年度）の導入による農業基盤整備事業を通じて、主に草地基盤に係る自給飼料作物の安定生産や効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。
- イ. 交換分合事業を利用して農地の集団化を図り効率的かつ安定的な農業経営が出来るよう努めるものとする。
- ウ. 大型経営体を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るために近代化施設等の導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- エ. 地域の農業の振興に関する他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

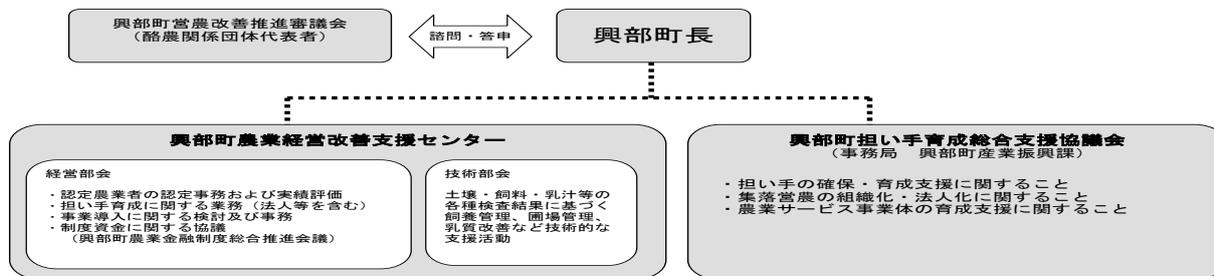
(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

興部町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、興部町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、興部町は、このような協力の推進に配慮する。



第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

興部町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 興部町における農地利用集積円滑化事業は、興部町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 興部町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農用地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農用地利用改善団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、興部町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け

又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、興部町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、興部町から承認を受けるものとする。

② 興部町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農

業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 興部町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 興部町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を興部町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 興部町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 興部町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 興部町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 興部町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を興部町の公報への記載により公告する。

(4) 興部町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 興部町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 興部町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、興部町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 興部町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規

程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

- ⑤ 興部町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を興部町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の（6）のアの（ウ）に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の対価については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する売買する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年5月6日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成23年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（平成22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1の（2）関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は、1～20年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえ、賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものによって定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものによって定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、興部町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>